想定建築設備概要

下記の設備は、平成27年11月1日現在で市が想定するものである。本事業は、建築基準法第三条第一項による適用除外を受けるため、特定行政庁が建築審査会の同意を得て認定する水準以上の仕様にしなければならない。これに伴い必要とされる設備については、本事業の工事として、全て事業者の負担で整備すること。

なお、提案内容によっては一部変更する場合がある。

(1) 電気設備

- ・照明設備 (LED)
- ・非常用照明設備(展示スペース、多目的スペース)
- ・誘導灯(2方向避難確保)
- ・その他分電盤、配線、配管、コンセント等

(2)空調設備

・空冷ヒートポンプエアコン(EHP)

個別空調方式

4系統(管理スペース、観光案内所、展示スペース、多目的スペース)

(3) 通信・情報設備

- ・電話設備
- ・放送設備(一般放送用、非常放送用)
- ・公衆無線 LAN

(4) 給排水衛生設備

- ・給排水引込
- ・流し
- ・電気温水器 (給湯器)
- ・衛生設備(大便器)

(5) 給排気設備

・24時間換気

(6) 防火・消火・防犯設備

- ·自動火災報知設備(計画案別紙参照)
- ・非常警報設備
- ・電気錠設備(自動火災報知と連動)
- ・消火器具
- ・スプリンクラー設備(特定施設水道連結型)【20分間】(補助水槽地下埋設)
- ・ドレンチャー設備(貯水槽共)【20分間】(補助水槽地下埋設)
- ・炎センサー設備
- ·防犯設備(建物内外共)
- ・漏電火災警報設備(壁にラス(金網)が入る場合)

(7) その他の設備

- ・電動シャッター設備(多目的スペース)
- ・情報管理課管理設備(UPS、サーバー、ハブ、LAN等)